

氏名(国籍)	びよん * 在	ぢえ くあん 寛(韓国)
学位の種類	博士(社会学)	
学位記番号	博甲第1,753号	
学位授与年月日	平成9年4月30日	
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当	
審査研究科	社会科学部研究科	
学位論文題目	日・韓社会保障政策の社会学的研究 —1980年代を中心として—	
主査	筑波大学教授	博士(社会学) 副田 義也
副査	筑波大学教授	岩瀬 庸理
副査	筑波大学助教授	樽川 典子
副査	流通経済大学教授	博士(経済学) 田多 英範

論文の内容の要旨

本論文は、第2次 Oil-Shock 以後から一九八〇年代までに日本と韓国で行われた社会保障政策を比較研究することを目的としている。日本の中曽根内閣のときに行われてきた行政改革、特に社会保障政策の大きな特徴は、‘自由化・民営化・分権化’として代表される新保守主義的な傾向にある。その新保守主義的な社会保障政策が、韓国で一九八八年から実施されることになった皆保険・皆年金制度にどのような影響を及ぼしたのかを主に分析する。

まず「福祉国家の危機と新保守主義への再編」と題される第1部では、福祉国家体制の危機、危機論をめぐってのいくつかの観点の検討、そして新保守主義的再編の過程とその主な特徴を理論的に考察する。すなわち、先進国を中心に Oil-Shock によって、「高福祉・高負担」の政策を続けて維持することができなくなって、国庫負担を減らす方向への政策転換が行われたことについての理論的な考察を行い、第2部、第3部での論議のための枠組みを準備する。

「中曽根内閣における社会保障政策の展開過程」と題される第2部では、中曽根内閣が行った社会保障政策に関する新保守主義的な特徴を紹介し、それが現実の政策の中でどこまで実現されたのかを分析する。具体的には、「福祉元年」の歴史的な背景(必然性)、制度的な内容について分析し、そして「日本型福祉社会」の展開およびその特徴を論じる。つづけて第2次臨時行政調査会の構成や性格及び答申を分析し、それに基づき行われた社会福祉行・財政改革を考察する。ほとんどの研究者が日本の社会保障政策を研究するに当たって、財政の問題から始めるのに対して、ここでは中曽根内閣、そして「第2臨調」のイデオロギー的な特徴に注目して、分析を行う。

「韓国における皆保険・皆年金制度の成立」と題される第3部では、一九八〇年代後半から実施されることになった韓国での国民皆保険・皆年金制度の成立に至るまでの過程や現況などを分析する。先に、一九七〇年代までの社会保障政策を簡単に検討し、そして皆保険・皆年金制度の成立期を中心として「先進福祉国家の実現」を目指した盧康愚政権での社会保障政策とその新保守主義的な特徴について分析を行う。

最後に、日本と韓国の社会保障政策の比較研究をさらに進めるとすれば、どのような可能性と課題があるのかについて検討する。特に、両国の社会保障政策の類似性は何によって成立しているのか、同じ年代において両国を分析する有用性はあるのか、そして両国を比較分析した上で得るものは何であるかなどについて考察する。

本論文は、「一九八〇年代」に行われた両国の社会保障政策をその研究対象としている。そういう意味でこの論文は「歴史社会学的観点」に立った分析であり、社会保障政策とは国々の政治的・経済的・社会的・文化的産物の総体的反映形態としてあらわれるという意味では「政治社会学的」分析である。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、福祉国家の社会学的・経済学的研究につぎの三つの点で貢献する独自の学術的価値をもつ作品である。

第一に、一九八〇年代にしきりにいわれた福祉国家の危機説の代表的なものを収集、検討したうえで、実証的手法によって、福祉国家は後退あるいは崩壊したのではなく、成熟段階に入って再調整を必要とするようになっていることを証明したことである。そのうえで、再調整の具体的形態を新保守主義的再編としてとらえ「小さな政府」志向、社会福祉サービスの脱社会化、社会福祉の選別主義、逆進的税制改革などのスケールの大きい福祉国家の再編理論を構成した。

第二に、一九八〇年代の日本における社会保障政策の展開過程を追って、とくに第二臨調の行・財政改革、社会福祉改革に関する言説の資料を広く収集・検討して、いわば社会福祉改革のイデオロギー面をくわしく研究したことである。なお、改革の内容としては、推進手段としての一括法、機関委任事務の団体委任事務化、国庫補助金の削減が実証的に論じられている。

第三に、一九八〇年代の韓国における社会保障制度の全体像を、実証的にとらえたことである。韓国の福祉国家体制をここまで本格的に論じた日本語文献は、本論文が最初である。とくに医療保障制度と国民年金制度に関する論議では、準拠国としての日本の社会保障制度の影響と、韓国の独自の事情との相互作用が緻密に分析されており、今後の東アジア諸国の社会保障論の範例となると評価される。

このほか、巻末の日・韓の社会保障の比較研究の可能性および課題についての提言は、示唆に富んでいる。

以上によって、本論文は博士論文として十分の独創性をもち、日・韓の社会学界に大きい貢献をおこなっていると判断される。

よって、著者は博士（社会学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。